

警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則新旧対照条文
 警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 刑法第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四、第九十六条の五（第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第二百三条、第二百四條、第二百五條の二、第七十七條、第七十七條、第七十八條の二（第七十七條に係る部分に限る。）、以下この号において同じ。）、第七十九條（第七十七條及び第七十八條の二に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第八十一條第二項（第七十七條及び第七十八條の二及び第七十九條に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第七十八條の二及び第七十九條に係る部分に限る。）、第八十五條から第八十七條まで、第九十九條、第二百一條、第二百三條（第九十九條に係る部分に限る。）、第二百四條、第二百五條、第二百八條、第二百八條の三、第二百十條から第二十二條まで、第二百二十五條から第二十六條の三まで、第二百二十七條第一項（第二百二十五條及び第二百二十六條から第二十六條の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）、から第四項まで、第二百二十八條（第二百二十五條、第二百二十五條の二第一項、第二百二十六條から第二十六條の三まで並びに第二百二十七條第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八條の三、第二百三十四條、第二百三十五條の二から第二百三十七條まで、第二百四</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 刑法第九十五条、第九十六条の二、第九十六条の三第一項、第二百三条、第二百四條、第二百五條の二、第七十七條、第七十七條、第七十八條の二（第七十七條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第七十九條（第七十七條及び第七十八條の二に係る部分に限る。）、以下この号において同じ。）、第八十一條第二項（第七十七條及び第七十九條に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第七十八條の二及び第七十九條に係る部分に限る。）、第八十五條から第八十七條まで、第九十九條、第二百一條、第二百三條（第九十九條に係る部分に限る。）、第二百四條、第二百五條、第二百八條、第二百八條の三、第二百十條から第二十二條まで、第二百二十五條から第二十六條の三まで、第二百二十七條第一項（第二百二十五條及び第二百二十六條から第二十六條の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）、から第四項まで、第二百二十八條（第二百二十五條、第二百二十五條の二第一項、第二百二十六條から第二十六條の三まで並びに第二百二十七條第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八條の三、第二百三十四條、第二百三十五條の二から第二百三十七條まで、第二百四十條（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一條（第二百三十</p>

十条（第二百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）
、第二百四十一条（第二百三十六条に係る部分に限る。以下この号にお
いて同じ。）
、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六
条、第二百四十条及び第二百四十一条に係る部分に限る。）
、第二百四
九条、第二百五十条（第二百四十九条に係る部分に限る。）
又は第二
百五十八条から第二百六十一条までに規定する罪

三〇四十五（略）

四十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十
一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」とい
う。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ 組織的犯罪処罰法第三条第一項に規定する罪のうち、同項第一号か
ら第十号まで、第十二号、第十四号又は第十五号に規定する罪に当た
る行為に係る罪

ロ 組織的犯罪処罰法第三条第二項に規定する罪のうち、同条第一項第
二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号又
は第十五号に規定する罪に係る罪

ハ 組織的犯罪処罰法第四条に規定する罪のうち、組織的犯罪処罰法第
三条第一項第七号、第九号、第十号（刑法第二百二十五条の二第一項
に係る部分に限る。）又は第十四号に規定する罪に係る罪

二（略）

四十七～五十四（略）

六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）
、第二百四十三条
（第二百三十五条の二、第二百三十六条、第二百四十条及び第二百四十
一条に係る部分に限る。）
、第二百四十九条、第二百五十条（第二百四
十九条に係る部分に限る。）
又は第二
百五十八条から第二百六十一条ま
でに規定する罪

三〇四十五（略）

四十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十
一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」とい
う。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ 組織的犯罪処罰法第三条第一項に規定する罪のうち、同項第一号か
ら第六号まで、第八号、第十号又は第十一号に規定する罪に当たる行
為に係る罪

ロ 組織的犯罪処罰法第三条第二項に規定する罪のうち、同条第一項第
三号から第六号まで、第八号、第十号又は第十一号に規定する罪に係
る罪

ハ 組織的犯罪処罰法第四条に規定する罪のうち、組織的犯罪処罰法第
三条第一項第三号、第五号、第六号（刑法第二百二十五条の二第一項
に係る部分に限る。）又は第十号に規定する罪に係る罪

二（略）

四十七～五十四（略）

改 正 案	現 行
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第七条 法第四条第一項第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。）第九十六条の六第一項、第三百三条、第四百条、第四百五条の二、第四百七十五条、第四百七十七条、第四百七十八条の二（第四百七十七条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第四百七十九條（第四百七十七條及び第四百七十八條の二に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第四百八十一條第二項（第四百七十七條及び第四百七十九條に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第四百七十八條の二及び第四百七十九條に係る部分に限る。）、第四百八十五条から第四百八十七条まで、第四百九十九條、第二百一條、第二百三條（第四百九十九條に係る部分に限る。）、第二百四條、第二百五條、第二百八條、第二百八條の三、第二百二十條から第二百二十三條まで、第二百二十五條から第二百二十六條の三まで、第二百二十七條第一項（第二百二十五條及び第二百二十六條から第二百二十六條の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）から第四項まで、第二百二十八條（第二百二十五條、第二百二十五條の二第一項、第二百二十六條から第二百二十六條の三まで並びに第二百二十七條第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八條の三、第二百三十四條、第二百三十五條の二から第二百三十七條まで、第二百四十條（第二百三十六條に係る部分に限る</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第七条 法第四条第一項第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条、第九十六条の二、第九十六条の三第一項、第三百三条、第四百條、第四百五条の二、第四百七十五条、第四百七十七條、第四百七十八條の二（第四百七十七條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第四百七十九條（第四百七十七條及び第四百七十八條の二に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第四百八十一條第二項（第四百七十七條及び第四百七十九條に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第四百七十八條の二及び第四百七十九條に係る部分に限る。）、第四百八十五条から第四百八十七條まで、第四百九十九條、第二百一條、第二百三條（第四百九十九條に係る部分に限る。）、第二百四條、第二百五條、第二百八條、第二百八條の三、第二百二十條から第二百二十三條まで、第二百二十五條から第二百二十七條第一項（第二百二十五條及び第二百二十六條から第二百二十六條の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）から第四項まで、第二百二十八條（第二百二十五條、第二百二十五條の二第一項、第二百二十六條から第二百二十六條の三まで並びに第二百二十七條第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八條の三、第二百三十四條、第二百三十五條の二から第二百三十七條まで、第二百四十條（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一條（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号にお</p>

。以下この号において同じ。）、第二百四十一条（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六條、第二百四十條及び第二百四十一条に係る部分に限る。）、第二百四十九条、第二百五十條（第二百四十九条に係る部分に限る。）、又は第二百五十八條から第二百六十一条までに規定する罪

三〇四十五（略）

四十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ 組織的犯罪処罰法第三条第一項に規定する罪のうち、同項第一号から第十号まで、第十二号、第十四号又は第十五号に規定する罪に当たる行為に係る罪

ロ 組織的犯罪処罰法第三条第二項に規定する罪のうち、同条第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号又は第十五号に規定する罪に係る罪

ハ 組織的犯罪処罰法第四条に規定する罪のうち、組織的犯罪処罰法第三条第一項第七号、第九号、第十号（刑法第二百二十五條の二第一項に係る部分に限る。）、又は第十四号に規定する罪に係る罪

二（略）

四十七～五十四（略）

いて同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六條、第二百四十條及び第二百四十一条に係る部分に限る。）、第二百四十九條、第二百五十條（第二百四十九条に係る部分に限る。）、又は第二百五十八條から第二百六十一条までに規定する罪

三〇四十五（略）

四十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ 組織的犯罪処罰法第三条第一項に規定する罪のうち、同項第一号から第六号まで、第八号、第十号又は第十一号に規定する罪に当たる行為に係る罪

ロ 組織的犯罪処罰法第三条第二項に規定する罪のうち、同条第一項第三号から第六号まで、第八号、第十号又は第十一号に規定する罪に係る罪

ハ 組織的犯罪処罰法第四条に規定する罪のうち、組織的犯罪処罰法第三条第一項第三号、第五号、第六号（刑法第二百二十五條の二第一項に係る部分に限る。）、又は第十号に規定する罪に係る罪

二（略）

四十七～五十四（略）

改正案	現行
<p>（暴力的不法行為等）</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四、第九十六条の五（第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第百三条、第百四条、第百五条の二、第百七十五条、第百七十七条、第百七十八条の二（第百七十七条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第百七十九条（第百七十七条及び第百七十八条の二に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第百八十一条第二項（第百七十七条及び第百七十九条に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第百七十八条の二及び第百七十九条に係る部分に限る。）、第百八十五条から第百八十七条まで、第百九十九条、第二百一条、第二百三条（第百九十九条に係る部分に限る。）、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）から第四項まで、第二百二十八条（第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から</p>	<p>（暴力的不法行為等）</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条、第九十六条の二、第九十六条の三第一項、第百三条、第百四条、第百五条の二、第百七十五条、第百七十七条、第百七十八条の二（第百七十七条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第百七十九条（第百七十七条及び第百七十八条の二に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第百八十一条第二項（第百七十七条及び第百七十九条に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第百七十八条の二及び第百七十九条に係る部分に限る。）、第百八十五条から第百八十七条まで、第百九十九条、第二百一条、第二百三条（第百九十九条に係る部分に限る。）、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）から第四項まで、第二百二十八条（第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）</p>

第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六條、第二百四十條及び第二百四十一条に係る部分に限る。）、第二百四十九条、第二百五十条（第二百四十九条に係る部分に限る。）、又は第二百五十八条から第二百六十一条までに規定する罪

三〇四十五（略）

四十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ 組織的犯罪処罰法第三条第一項に規定する罪のうち、同項第一号から第十号まで、第十二号、第十四号又は第十五号に規定する罪に当たる行為に係る罪

ロ 組織的犯罪処罰法第三条第二項に規定する罪のうち、同条第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号又は第十五号に規定する罪に係る罪

ハ 組織的犯罪処罰法第四条に規定する罪のうち、組織的犯罪処罰法第三条第一項第七号、第九号、第十号（刑法第二百二十五条の二第一項に係る部分に限る。）、又は第十四号に規定する罪に係る罪

二（略）

四十七〇五十四（略）

、第二百四十一条（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六條、第二百四十條及び第二百四十一条に係る部分に限る。）、第二百四十九条、第二百五十条（第二百四十九条に係る部分に限る。）、又は第二百五十八条から第二百六十一条までに規定する罪

三〇四十五（略）

四十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ 組織的犯罪処罰法第三条第一項に規定する罪のうち、同項第一号から第六号まで、第八号、第十号又は第十一号に規定する罪に当たる行為に係る罪

ロ 組織的犯罪処罰法第三条第二項に規定する罪のうち、同条第一項第三号から第六号まで、第八号、第十号又は第十一号に規定する罪に係る罪

ハ 組織的犯罪処罰法第四条に規定する罪のうち、組織的犯罪処罰法第三条第一項第三号、第五号、第六号（刑法第二百二十五条の二第一項に係る部分に限る。）、又は第十号に規定する罪に係る罪

二（略）

四十七〇五十四（略）

る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三条（第二
三十五条の二、第二百三十六号、第二百四十条及び第二百四十一条に係
る部分に限る。）、第二百四十九条、第二百五十条（第二百四十九条に
係る部分に限る。）、又は第二百五十八条から第二百六十一条までに規定
する罪

三〇四十五（略）

四十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十
一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」とい
う。）、第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ 組織的犯罪処罰法第三条第一項に規定する罪のうち、同項第一号か
ら第十号まで、第十二号、第十四号又は第十五号に規定する罪に当た
る行為に係る罪

ロ 組織的犯罪処罰法第三条第二項に規定する罪のうち、同条第一項第
二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号又
は第十五号に規定する罪に係る罪

ハ 組織的犯罪処罰法第四条に規定する罪のうち、組織的犯罪処罰法第
三条第一項第七号、第九号、第十号（刑法第二百二十五条の二第一項
に係る部分に限る。）、又は第十四号に規定する罪に係る罪

二（略）

四十七～五十四（略）

、第二百四十条及び第二百四十一条に係る部分に限る。）、第二百四十
九条、第二百五十条（第二百四十九条に係る部分に限る。）、又は第二
百五十八条から第二百六十一条までに規定する罪

三〇四十五（略）

四十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十
一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」とい
う。）、第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ 組織的犯罪処罰法第三条第一項に規定する罪のうち、同項第一号か
ら第六号まで、第八号、第十号又は第十一号に規定する罪に当たる行
為に係る罪

ロ 組織的犯罪処罰法第三条第二項に規定する罪のうち、同条第一項第
三号から第六号まで、第八号、第十号又は第十一号に規定する罪に係
る罪

ハ 組織的犯罪処罰法第四条に規定する罪のうち、組織的犯罪処罰法第
三条第一項第三号、第五号、第六号（刑法第二百二十五条の二第一項
に係る部分に限る。）、又は第十号に規定する罪に係る罪

二（略）

四十七～五十四（略）

改 正 案	現 行
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四、第九十六条の五（第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第百三条、第百四条、第百五条の二、第百七十五条、第百七十七条、第百七十八条の二（第百七十七条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第百七十九條（第百七十七條及び第百七十八條の二に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第百八十一条第二項（第百七十七條及び第百七十九條に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第百七十八條の二及び第百七十九條に係る部分に限る。）、第百八十五条から第百八十七条まで、第百九十九条、第二百一条、第二百三条（第百九十九条に係る部分に限る。）、第二百四條、第二百五條、第二百八條、第二百八條の三、第二百二十條から第二百二十三條まで、第二百二十五條から第二百二十六條の三まで、第二百二十七條第一項（第二百二十五條及び第二百二十六條の三まで、第二百二十七條の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）から第四項まで、第二百二十八條（第二百二十五條、第二百二十五條の二第一項、第二百二十六條の三まで並びに第二百二十七條第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八條の三、第二百二十九條の二第一項、第二百二十六條から第二百二十六條の三まで並びに第二百二十七條第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八條の三、第二百三十四條、第二百三十五條の二から第二百三十七條まで、第二百四</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条、第九十六条の二、第九十六条の三第一項、第百三条、第百四條、第百五條の二、第百七十五条、第百七十七條、第百七十八條の二（第百七十七條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第百七十九條（第百七十七條及び第百七十八條の二に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第百八十一条第二項（第百七十七條及び第百七十九條に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第百七十八條の二及び第百七十九條に係る部分に限る。）、第百八十五条から第百八十七條まで、第百九十九條、第二百一条、第二百三条（第百九十九條に係る部分に限る。）、第二百四條、第二百五條、第二百八條、第二百八條の三、第二百二十條から第二百二十三條まで、第二百二十五條から第二百二十六條の三まで、第二百二十七條第一項（第二百二十五條及び第二百二十六條の三まで、第二百二十七條の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）から第四項まで、第二百二十八條（第二百二十五條、第二百二十五條の二第一項、第二百二十六條の三まで並びに第二百二十七條第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八條の三、第二百三十四條、第二百三十五條の二から第二百三十七條まで、第二百四</p>

。)、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条(第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十一条(第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十三条(第二百三十五条の二、第二百三十六條、第二百四十一条に係る部分に限る。)、第二百四十九条、第二百五十条(第二百四十一条に係る部分に限る。)、又は第二百五十八条から第二百六十一条までに規定する罪

三)四十五 (略)

四十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。)(第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ 組織的犯罪処罰法第三条第一項に規定する罪のうち、同項第一号から第十号まで、第十二号、第十四号又は第十五号に規定する罪に当たる行為に係る罪

ロ 組織的犯罪処罰法第三条第二項に規定する罪のうち、同条第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号又は第十五号に規定する罪に係る罪

ハ 組織的犯罪処罰法第四条に規定する罪のうち、組織的犯罪処罰法第三条第一項第七号、第九号、第十号(刑法第二百五条の二第一項に係る部分に限る。)(又は第十四号に規定する罪に係る罪

二 (略)

四十七)五十四 (略)

十條(第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十一条(第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十三条(第二百三十五条の二、第二百三十六條、第二百四十一条及び第二百四十一条に係る部分に限る。)、第二百四十九条、第二百五十条(第二百四十一条に係る部分に限る。)(又は第二百五十八条から第二百六十一条までに規定する罪

三)四十五 (略)

四十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。)(第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ 組織的犯罪処罰法第三条第一項に規定する罪のうち、同項第一号から第六号まで、第八号、第十号又は第十一号に規定する罪に当たる行為に係る罪

ロ 組織的犯罪処罰法第三条第二項に規定する罪のうち、同条第一項第三号から第六号まで、第八号、第十号又は第十一号に規定する罪に係る罪

ハ 組織的犯罪処罰法第四条に規定する罪のうち、組織的犯罪処罰法第三条第一項第三号、第五号、第六号(刑法第二百五条の二第一項に係る部分に限る。)(又は第十号に規定する罪に係る罪

二 (略)

四十七)五十四 (略)

改 正 案	現 行
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号八の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四、第九十六条の五（第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第三百三条、第四百条、第四百五条の二、第七十五条、第七十七条、第七十八条の二（第七十七条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第七十九條（第七十七條及び第七十八條の二に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第八十一条第二項（第七十七條及び第七十九條に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第七十八條の二及び第七十九條に係る部分に限る。）、第八十五条から第八十七条まで、第九十九条、第二百一条、第二百三条（第九十九条に係る部分に限る。）、第二百四條、第二百五條、第二百八條、第二百八條の三、第二百二十條から第二百二十三條まで、第二百二十五條から第二百二十六條の三まで、第二百二十七條第一項（第二十五條及び第二百二十六條から第二百二十六條の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）から第四項まで、第二百二十八條（第二十五條、第二百十五條の二第一項、第二百二十六條から第二百二十六條の三まで並びに第二百二十七條第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八條の三、第二百三十四條、第二百三十五條の二から第二百三十七條まで、第二百四十條（第二三十六條に係る部分に限る</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号八の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条、第九十六条の二、第九十六条の三第一項、第三百三条、第四百條、第四百五条の二、第七十五条、第七十七條、第七十八條の二（第七十七條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第七十九條（第七十七條及び第七十八條の二に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第八十一条第二項（第七十七條及び第七十九條に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第七十八條の二及び第七十九條に係る部分に限る。）、第八十五条から第八十七條まで、第九十九条、第二百一条、第二百三条（第九十九条に係る部分に限る。）、第二百四條、第二百五條、第二百八條、第二百八條の三、第二百二十條から第二百二十三條まで、第二百二十五條から第二百二十六條の三まで、第二百二十七條第一項（第二十五條及び第二百二十六條から第二百二十六條の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）から第四項まで、第二百二十八條（第二十五條、第二百二十五條の二第一項、第二百二十六條から第二百二十六條の三まで並びに第二百二十七條第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八條の三、第二百三十四條、第二百三十五條の二から第二百三十七條まで、第二百四十條（第二三十六條に係る部分に限る。以下この号にお</p>

。以下この号において同じ。）、第二百四十一条（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六條、第二百四十條及び第二百四十一条に係る部分に限る。）、第二百四十九条、第二百五十條（第二百四十九条に係る部分に限る。）、又は第二百五十八條から第二百六十一条までに規定する罪

三〇四十五（略）

四十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ 組織的犯罪処罰法第三条第一項に規定する罪のうち、同項第一号から第十号まで、第十二号、第十四号又は第十五号に規定する罪に当たる行為に係る罪

ロ 組織的犯罪処罰法第三条第二項に規定する罪のうち、同条第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号又は第十五号に規定する罪に係る罪

ハ 組織的犯罪処罰法第四条に規定する罪のうち、組織的犯罪処罰法第三条第一項第七号、第九号、第十号（刑法第二百二十五條の二第一項に係る部分に限る。）、又は第十四号に規定する罪に係る罪

二（略）

四十七～五十四（略）

いて同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六條、第二百四十條及び第二百四十一条に係る部分に限る。）、第二百四十九條、第二百五十條（第二百四十九條に係る部分に限る。）、又は第二百五十八條から第二百六十一条までに規定する罪

三〇四十五（略）

四十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ 組織的犯罪処罰法第三条第一項に規定する罪のうち、同項第一号から第六号まで、第八号、第十号又は第十一号に規定する罪に当たる行為に係る罪

ロ 組織的犯罪処罰法第三条第二項に規定する罪のうち、同条第一項第三号から第六号まで、第八号、第十号又は第十一号に規定する罪に係る罪

ハ 組織的犯罪処罰法第四条に規定する罪のうち、組織的犯罪処罰法第三条第一項第三号、第五号、第六号（刑法第二百二十五條の二第一項に係る部分に限る。）、又は第十号に規定する罪に係る罪

二（略）

四十七～五十四（略）